



水道法の一部改正について

水道法の一部改正法案が、昨年12月6日に国会で可決され成立した。自治体が水道事業の運営を広域連携したり、民間企業へ委託し易くなったことにより、今秋予定される施行期日に向けて、こうした動きが具体化してくることが想定される。一方、先に民営化を進めた海外の事例に鑑み、水道料金の高騰や水質悪化を懸念する声も少なくない。水道事業の現状と改正水道法の内容について概説する。

1 水道事業の現状と課題

(1) 昭和32年に制定された水道法では、「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする」と定められている。(第6条2項)

(2) これは、水道が公益事業であり、膨大な資金と高度な技術力を必要とするほか、継続的、安定的に経営することが要求されるからである。

(3) しかし、近年は人口の減少や高齢化、集落の縮小等により、各自治体の水道事業は財政的に厳しい状況に置かれているほか、水道事業に携わる職員数も大幅に減少しており、このままでは施設の老朽化や自然災害への備えなど、機能の維持・確保が困難になる懸念がある。

(4) 水道事業は、一般に次の3種類に区分される。(計画給水人口が100人以下である水道によるものを除く)

- ①上水道事業…計画給水人口が5,001人以上の水道事業
- ②簡易水道事業…計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業
- ③専用水道…寄宿舍、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道であって、居住人口が

101人以上の特定の人々に供給するもの(病院、マンション等)または1日最大給水量が政令で定める基準(20 m^3)を超過するものなど。

なお、計画給水人口が100人以下の水道事業としては、県の条例による小規模水道事業(計画給水人口が30人以上100人以下の水道事業。ただし、その水道施設の一日最大給水量が20 m^3 を超えるものは除く)がある。

(5) 水道事業の経理

a 水道事業は地方公営企業として位置づけられており、そのため、経理はその企業活動を正確に把握する必要性から、営業活動に関する「収益的収支(損益計算)」と営業活動以外の資本の増減に関する「資本的収支」に明確に区分する複式簿記を採用している。

b 「収益的収支(損益計算)」は、水を家庭まで届けるうえで年度内に発生するすべての収益(水道料金、水道加入金等)とそれに対応するすべての経費(職員の人件費、光熱水費や修繕費、水質管理のための薬品代、検針などの委託料、企業債の支払利息などの維持管理費合計)を表し、現金支出をともなわない減価償却費も費用に含まれる。

c 「資本的収支」は、古くなった水道管の更新などの施設整備費(固定資産の取得費)や企

業債の償還元金等の支出、また、その財源としての企業債収入、工事負担金、国庫支出金等、損益取引以外の取引により構成される。

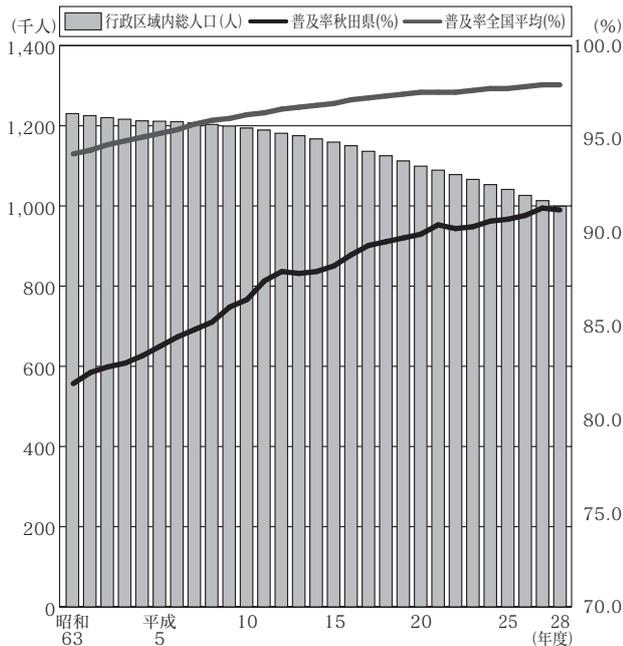
2 本県の水道事業の現状

(1) 本県の行政区域内総人口は、昭和63年度末時点で1,230,019人であったものが、平成28年度末では999,203人となり、減少の一途を辿っている（図表1）。県内人口は今後も減少していくことが予想され、水道事業を支える料金収入も減少は必至の見通しにある。

(2) 本県の平成28年度末における水道普及率（小規模水道事業を除く）は91.2%で、全国平均97.9%に比べると低位にあるものの、昭和63年度末の81.9%からは9.3ポイント向上しており、着実に進展してきたことが窺える。（全国平均は、昭和63年度末94.2%から平成28年度末97.9%へ3.7ポイント向上）（図表1）

(3) なお、平成28年度末の普及率を前述の水道事業の区分別にみると、上水道は83.3%、簡易

図表1 給水人口および普及率の推移



資料：秋田県「平成28年度 秋田県水道施設現況調査」

水道は7.5%、専用水道は0.4%となっている。

(4) また、市町村別に普及率をみると、八峰町や大潟村の100%を筆頭に、井川町が99.9%、にかほ市が99.7%、八郎潟町が99.6%、秋田市が99.5%と続く。一方、地下水等の湧水が豊富で、井戸により生活用水を得ている世帯の多い美郷町が59.2%と最も低い。

(5) 財務状況

a 平成28年度における県内各市町村の上水道事業の損益計算をみると、給水収益を主とする総収益が合計19,821百万円に対し、総費用は16,910百万円で、差引2,911百万円が当該年度の純利益となっており、黒字である（図表3）。市町村別にみても、一見して赤字の市町村は見当たらない。

しかし、単位当たり（年間千 m^3 ）の水道水から得られる利益を示す「供給単価」をその費用である「給水原価」で除した「料金回収率」をみ

図表2 県内自治体の水道事業料金回収率

自治体名	給水原価 (円) A	供給単価 (円) B	料金回収率 (%) B/A
小坂町	523	272	52.0
湯沢市（稲川）	375	255	68.0
三種町	224	178	79.5
仙北市	229	193	84.3
横手市	245	212	86.5
男鹿市	198	175	88.4
五城目町	222	199	89.6
潟上市	215	195	90.7
湯沢市	221	201	91.0
大館市	233	212	91.0
にかほ市	132	126	95.5
鹿角市	239	229	95.8
八郎潟町	248	239	96.4
能代市	211	204	96.7
由利本荘市	153	156	102.0
美郷町	140	153	109.3
羽後町	197	217	110.2
秋田市	171	190	111.1
北秋田市（鷹巣）	114	130	114.0
井川町	155	177	114.2
大仙市	176	202	114.8
北秋田市（森吉・合川）	114	222	194.7
県計	190	190	100.0

資料：秋田県「平成28年度 秋田県水道施設現況調査」

ると、県内20市町村が運営する22の上水道事業のうち14事業が100%を割り込み、約6割が実は原価割れの実態にあることがわかる（図表2）。

b 一方、資本的収支をみると、企業債（地方債）や補助金等の資本的収入の合計6,617百万円に対し、事業費や企業債償還金の資本的支出の合計は14,256百万円となっており、差引7,639百万円の不足を生じている（図表3）。市町村別でも、資本的収支で不足を生じていない市町村は存在しない。この資本的支出の不足額は、損益勘定の留保資金や積立金取崩金、消費税資本的収支調整額、その他の財源により補てんされている。

c これはつまり、給水事業にかかる経常的な費用は給水収益およびその他の収入でどうにか賄っているものの、施設の維持・更新等にかか

図表3 水道事業の財務状況(秋田県 平成28年度)
(単位:百万円)

収益的収支(損益計算)					
総収益 19,821					
給水収益 16,696					その他 3,125
総費用 16,910					
人件費 2,088	管理費 1,922	支払利息 1,814	減価償却費 7,382	その他 3,704	純利益 2,911
資金残高					
損益勘定留保資金			利益剰余金		
補てん財源					
資本的収支					
資本的収入 6,617		不足額 7,639			
企業債・補助金等 6,617					
資本的支出 14,256					
事業費 8,370			企業債償還金 5,743		
その他 143					

資料：秋田県「平成28年度 秋田県水道施設現況調査」を基に当研究所作成

る設備投資は、水道料金だけでは賄えないことを意味する。

(6) 県内の水道普及率が9割を超える現在、これまで敷設してきた水道施設は、今後順次老朽化が進行していくことから、計画的な更新投資が必要となってくる。

(7) また、地震や台風、豪雨などの大規模な自然災害が続発している近年の状況を鑑みるに、ライフラインを維持していくためには、耐震や防災のための水道設備の増強も必要となる。

(8) 給水人口減少が進展する将来にわたって、安定的で持続可能な水道事業を維持していくためには、これらの設備投資を賄う財政面の対策も必須となってくる。

3 水道法の一部改正内容

(1) 昨年12月6日に成立し、同月12日に公布された改正水道法は、「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図る」ことを目的とし、具体的な措置として、

- ①関係者の責務の明確化
- ②広域連携の推進
- ③適切な資産管理の推進
- ④官民連携の推進
- ⑤指定給水装置工事事業者制度の改善が盛り込まれた。

その骨子は、「自治体同士の広域連携の推進」と「自治体が運営権を民間企業に委託する官民連携の推進」の2点に集約できる。

(2) 自治体の広域連携は、自治体同士で事業の統合や浄水場などの施設の共有化をはかることによって、水道事業にかかる職員の効率的な

配置や運営管理コストの削減をはかるものであり、市町村同士の連携調整を都道府県の役割として明確化している。ただし、広域連携に際しては、自治体によって異なる水道料金を調整する必要が生じ、料金引上げとなる場合には、住民の理解を得るのに難航することも予想される。

(3) 一方、自治体が運営権を民間企業に委託する官民連携の推進手法は、「コンセッション方式」と呼ばれる。これは、自治体が国などから受けた事業の認可や施設の所有はそのままに、運営を民間企業へ委託したり、運営権を売却する方式を言う。これまでも民間に運営を委託することはできたものの、その場合は自治体が認可を返上する必要があった。運営を受託したり運営権を購入した企業は、民間のノウハウを活用し、より低コストで事業を運営する。自治体側は、民間に運営を任せることで水道事業にかかる日常的な支出がなくなり財政負担が軽くなるほか、運営権の売却時には売却代金を負債の返済等に回すことも可能となる。ただし、水道事業の民間委託によって、水道料金が引き上げられたり、コスト低減を優先するあまり水質の低下を招く懸念があるほか、万一その民間企業が経営破綻した場合には、水道水の供給が止まってしまうなどの弊害も想定される。

4 おわりに

(1) 今般の水道法改正は、コンセッション方式の導入により民営化を義務付け、遮二無二推進しようとするものではなく、あくまでもその判断は現在水道事業を運営している各自治体に委ねられている。

(2) 運営コスト引下げに民間企業のノウハウを導入しつつ、施設そのものは自治体が引き続

き保有するコンセッション方式の考え方には、一定の合理性がある。

(3) しかし、民間企業が積極的に参入するだけの採算性が見込める事業かと言えば疑問符も付く。実際に名乗りを上げる民間企業が登場してくるかは不透明である。

(4) いずれにしろ、法制度上で採り得る方策の選択肢は、少しでも拡がった方がよい。諸外国での民営化の試みにおける失敗事例を何例確認したのかと、その多寡を問う議論は無意味であり、そうした失敗事例を参考にして、いかにして施設の維持や運営にかかるコストの削減や、厳格な管理が維持できるか、方法論を検討していくことこそが本質的に求められる。

(5) 今から50年近く前に、イザヤ・ベンダサン（山本七平）は著作「日本人とユダヤ人」の中で、「日本人は水と安全はタダだと思っている」と述べた。当時は、ペットボトルの水を自動販売機で購入することなど、考えられない時代であった。それがごく普通のこととなった現代では、よもや水をタダだと思っている人はいないだろうが、それでも諸外国に比べ豊富な水資源に恵まれたわが国では、水に対する貴重性や価値観は、諸外国に比べ十分とは言い難い。ライフラインを支える重要なインフラ維持のためには、相応のコスト負担も不可避であることを改めて認識すべきであろう。

(6) 主要な公共サービスのうち、電気とガスはとうに民間参入が進んでいる。対照的に民営化がほとんど行われずにいるのが水道でないか。生命維持を支える最重要インフラだからこそ、災害に強いライフラインの安定確保と、財政面も含めた公益事業のあるべき姿について、より検討を深めていくことが望ましい。（工藤 修）